

# N・チュムバレンの宥和政策と ケインズ「条約の改訂」

北 島 平 一 郎

## 目 次

- 一、賠償討議
  - 外部意見内部意見
  - スパ會議
  - ロンドン會議
  - 第二回ロンドン會議
  - 一、ドイツの賠償支払能力
  - 独貿易輸出額
  - ウイズバーデン協定
  - 戦害賠償勘定
  - 石炭支払い
- 
- 二、ベルサイユ条約の問題点
  - 年金、別居手当の非合法性
  - 賠償、戦時借款と貿易
  - 上部シレジア
  - 四、条約の改訂
  - 自力回復
  - ライン河東部占領の非合法性

### 一、賠償討議

#### 外部意見 内部意見

ケインズ (John Maynard Keynes) はベルサイユ平和条約（以下「条約」と呼ぶ）の結局にすこぶる批判的であり、その為の論評を先の「講和の経済的結果」(The Economic Consequences of the Peace)において行ったが、その後の同問題に関する展開、新知識、ケインズ批判また反批判等を一九二二年一月、一本にまとめた。これが「条約の改訂＝講和の経済的結果統篇」((A Revision of the Treaty, being a sequel to the Economic Consequences of the Peace) である。本書は、世論の状態、一、ベルサイユ条約の批准から第一ロンドン最後通告まで、二、ロンドン解決の負担、四、賠償明細書、五、年金要求の合法問題、六、賠償、連合国間借款、国際貿易、七、条約の改訂と欧州の安定、の七章から成っている。そして資料として、スペ協定以下一〇篇を附している。問題の重大な複雑化に対し、ケインズは序文で、こうのべている。『……この森の大きな利点は』とバンジーの松林の中でクレマンソウ氏 (M. Clemenceau) は言う。『ここにはロイド・ジョージ (Lloyd George) やカーリソン大統領 (President Wilson) に争う一片

のチャンスもない。里斯以外全く静寂だ。』ひとつの書物もこれにあやからして欲しいものだ』と……。小論の目的は、ケインズがこの書物においても根強いベルサイユ体制批判、ドイツ擁護論を展開しているが、これをややくわしくあとづけたいこととそれが、一九三七年以降のN・エムバレンの宥和政策の一つの背景を形成していたということを筆者なりに論証してみたいということにある。

この書物はケインズの「講和の経済的結果」に対する諸々の批判に応えることを動機として書かれたものである。すなわち一九二一年夏と秋のハルコート (A. Harcourt) とバーク (Donald Brace) との論争が、特にその具体的動機である。ケインズは序文の終りで、前著から二年間の出来事を叙述し、現在の事実を陳述し、どうするかを提案するのがこの書物での仕事だ、と言っている。ます興味あるのは、ベルサイユ条約に対する態度が前著よりも理解的になつてゐることである。それは条約は暴民の要求と主演者の人格が融合して出来た最上の時宜的解决だと言つてゐることである。ロイド・ジョージは条約は賢明ではなく、欧州の危険だと理解していたが、大衆の情熱と無知への考慮でこの解决を導き、以来二年間彼は情勢緩和の為努力した、とのべている。前著のウィルソン、クレマンソウ、ロイド・ジ

ヨーロッパへの攻撃と比べると大きな変化であると言わねばならない。

彼は言う、民主主義はだまされ、おだてられる。しかし公衆は真実を経験で知る。私は政治家と違い、真実を公益の為にかくしたりせず、自由に話し、書く。ここから輿論が生れる。ケインズはだから彼が「講和の経済的結果」を字義解釈し、その実行の結果を考究したことは間違っていたとは思っていない、そしてベルサイユ条約は不可能だから無害だと言う説には賛成出来ないと、のべている。

ケインズは輿論を三段階に分ける。外部意見 (outside opinion)、声なき声 (unspoken sensibilities)、内部意見 (inside opinion) である。外部意見は新聞や政治家によって表出される公衆の意見。声なき声は、この輿論を形成しながらその真実性をつねに疑っている民の声。内部意見は政治家、ジャーナリスト、そして官吏 (文民、civil servants) の意見である。外部意見は、非合理、非知性の面が強く、子供が火にさわりたがったり、玩具をこわすのにさえだとえられる。内部意見はケインズの条約に対する結論の多くを認める。戦時中は、内外意見は異なるほどよいとされた。しかしそれは今や一つにならねばならない。政治家は公衆を無視出来ない。公衆は真実を生命よりも

知りたがっている。内部意見は声なき声に影響し、外部意見に浸透してゆかねばならない。英国人は一九一九年にドイツ賠償を信じなかつた。今はそれを考えるようになっている。これは知性的でない。静かな生活、義務の軽減、隣人との愉快な共存、これが公衆の望みである。ベルサイユ条約の賠償条項を強行して破滅を引起す必然性はなにもない。ケインズはこうのべ、その治癒の為の処方箋を提出したいと言うのであつた。

### スパ會議

この書物でケインズは一九二〇年以来のドイツ賠償問題連合国間会議を一々叙述する。まず一九二〇年四月一九日一二六日のサンレモ会議、(こ)では伊首相ニッティ (Signor Nitti) が条約改訂派、仏首相ミルラン (M. Millerand) が改訂反対派、ロイド・ジョージが中間派と確認された。五月にハイセ会議が非公式で開かれ、賠償支払いのスライド制が検討された。次いでブローニュ会議、一九二〇年六月二一日、ここではじめて三五年間毎年三〇億金マルク (一億五千万磅) の独賠償支払いという数字が示された。七月二日一三日、プラッセル会議、ドイツ専門家团が出席し、政治的にフランスで可能なプランは、経済的にドイツで不可能だと訴えた。問題はドイツを制裁で屈服ですか、条約改訂で慰撫するかである。七月五日、待望のスパ会

料  
議、しかし石炭配達以外賠償決定は何らなかつた。一二月一六日一二二日、ドイツ人も含むプラッセル専門家会議、会議の決定、(1)一九二一年から二六年まで五年間、独賠償支払いを平均毎年一億五千万磅(金)とする、最初の二年間はすくなく、後の二年間は多くする、(2)これは現金ではなく、現物支払い、(3)占領軍費用はこの中でまかない、限度は年額一千二百万磅(金)、(4)新船建造義務とある数量の船舶引渡し義務は、免除、(5)賠償不支払いは、独関税收入差押えを課する。これらの決定はしかしへーローニュ会議の提案共々るつばに入れられてしまふ。

次いで一九二一年一月末日にパリ会議、ドイツ賠償を確定、不確定部分に分ける。前者は年額(金)支払い。最初二年間一億磅、次いで三年間ずつ三期支払い、第一期一億五千万磅、第二期二億磅、第三期二億五千万磅。そして以後三年間三億磅。後者はドイツ輸出額の一七%。確定支払い総額は、一一三億磅でブーローニュ決定より少額だが、不確定支払い額を計算するところは膨大な額となる。これらの要求は結局、年額支払い四億磅以上ともなる。

#### ロンドン会議

パリ決定に対しドイツ代表はロンドンに赴いた(一九二一年三月一日—七日)。彼等はここで詐術(Guggling)をさえ用いて

賠償減額をはかった。パリの総額一一三億磅。この現在価値は、利子八%として、二五億磅。一〇億磅は既払い分として差引き一五億磅。これがドイツ支払いの最高限。連合国が四億磅の国際借款を調達出来れば、利子と減債基金五千万磅が五年間に付加される。差引き総額一一億磅。この償却レートは五年目の終りに再び考慮する。全提案は、ただし、上部シレジアの保留と獨貿易への全障害免除却を条件とする。連合国は、当然この提案に怒り、ドイツがパリ決定をのむか、それに相応する新提案をなさぬ限り、(1)デュイスブルグ、ルート、デュッセルドルフを占領する、(2)連合国のドイツ輸入への支払いに課税、(3)独占領、非占領地間関税障壁の設定、(4)占領地関税の差押えを実行するとした。しかし三月六日、対独非公式提案がなされた。独支払い三〇年間年額一億五千万磅。輸出割当て(proportion)三〇%。そして翌日から正式会談が再開された。ドイツはなお上部シレジア保留、国際借款獲得等を主張し、仮のフォッシュ元帥(Marshal Foch)は怒り、遂に三月八日前七時、彼の軍隊に進発命令を発した。こうしてデュイスブルグ以下三都市の占領が実行された。しかしケインズは制裁は非法であり、特に賠償委員会が五月一日に独不払いを宣告するまでそうである、ドイツ製品の価値の一部でも差押えることは、英仏政

府の平和約定に反する、ラインラント関税障壁の設定は、条約二七〇条のもとで住民の経済的利益の為にのみ許容される、連合国は、ドイツに叩頭さす為ラインラントを永久にドイツから切り離すぞという脅迫の為に三都市占領を行つたのだ、これらはすべてベルサイユ条約の条項に違反した実行である、と言つてゐる。

### 第二回ロンドン会議

この間世間の賠償取得熱は上がる一方であった。三月七日に群集がランカスター・ハウスの前に陣取り、フォッシュ元帥やロイド・ジョージを見るに拍手を送つた。「ジョージ、彼奴等に払わせろ！」彼等は叫んだ。

嵐の二ヶ月の後、ドイツの新提案がサイモンズ博士(Dr. Simons)から提出された。(1)ドイツ責任額を二五億磅(金)に固定する。(2)この額の出来るだけ多くを国際借款で調達する、その総収入の取扱いは、連合国にまかす、利子と減債基金は、ドイツがまかう。(3)借款外金額の利子は、独支払いで最高四%。(4)差引額減債基金は、ドイツ復興の程度にかかる。(5)その他ドイツは、荒廃地の再建を連合国の希望に依拠して引受けれる。現物賠償を商業ベースで実行する。(6)ドイツは、一〇億マルク(五千万磅)を次の方式で即刻支払う。最初金、銀、

外国証券で一億五千万金マルク、国庫証券で八億五千万金マルク、後者は、三ヶ月以内に外国証券で買戻す。(7)双方合意あれば、ドイツが連合国対米借款を力量の範囲で肩代りする。(8)誠意の証としてドイツは直ちに五千万磅支払う。

この第二回サイモンズ提案はそれまでになされた提案よりも五割方はよいものであつた。しかしこの時仲介に入つてゐた米国は、これを実現不可能とみて該案を連合国に伝達しなかつた。

ケインズは、だがこれをドイツのなし得る賠償支払いの最大限と判定している。一九二一年三月二〇日には、上部シレジアの人民投票が実行された。シレジアの大部分、特に産業地域の大きな部分がドイツに帰属することとなつた。(しかしこれは、後にフランスと連盟の介入でくつがえされる)一九二一年四月二七日には賠償委員会は、賠償額を一、三二〇億金マルク(六六億磅)と決定した。これについては連合国大蔵大臣は三、〇〇〇億金マルク、責任ある筋は、一、六〇〇—一、〇〇〇億金マルク、巷間の噂は一、三七〇億金マルク等としていたものであった。

こういった雰囲気のもとで、第一回ロンドン会議が開かれ(一九二一年四月二九日—五月五日)、次の内容の決定が出た。  
(1)証券の発行、(2)連合国保証委員会の設立、(3)現金、現物支払

いの取決め。

(1) 証券の発行 (The delivery of bonds)

ドイツが賠償委員会へ支払う責任の範囲内で、また将来の賠償支払いを担保として賠償額の主要部分を証券を発行流通させることによつて民間投資家に肩代りさせる。まずA証券一一〇億金マルク(六億磅(金))の発行、一九二一年五月一日から賠償委員会に向けて行う。B証券三八〇億金マルク(一九億磅(金))、一九二一年一月一日から。C証券八二〇億金マルク(四一億磅(金))、ただしこのC証券発行はAB証券の発行流通が満足に行われた場合にそれを見て発行される。それぞれ証券は利子五%、蓄積の減債基金一%、従つてA証券のサービスには年額三千六百万磅(金)かかる。これはドイツの支払能力の範囲であるとケインズは言う。B証券は年額一億一千四百万磅(金)、AB合計一億五千万磅(金)となる。ケインズはこの額は実際的でないと考えるが、そうだとする有力意見もあると彼は言つてゐる。AB証券額面価格合計は二五億磅(金)となり、ドイツ提案の賠償総額と一致する。そしてケインズはここでC証券は、遅かれ早かれ単に延期されるだけではなく廃棄されるだろうと言つてゐる。ケインズは第二回ロンドン会議をパリ決議等に比し良好な裁定と評価するが、証券の発行については実際上処理不能と断定し

ている。彼は言う、連合国は証券発行で独賠償取立てを他に肩代り出来、もしドイツが支払いを完済すればこれによつて人々を利することが出来る、また彼等の予算の欲する現金をこれによつて入手出来るとする、希望は大きいがそれは一つの幻想にすぎない、例えばフランスがニューヨーク市場で借款を起す場合コストは一〇%かかる、ドイツ証券は利子五%、減債基金一%であるから、償還を含めて一〇%かせぐ前にドイツ証券の価格を五七にまで下げねばならないだろう。こうしてドイツ証券を額面価格の半値以上で取引することはまず望めない。なお、すべてはドイツの支払える能力にかかっていることで、ドイツ証券発行の連合国に及ぼす財政的效果は、彼等自身が同等のレートで借金するのと變るところはない。

第二回ロンドン会議決定の独支払い方法は右の如くであったけれど、この会議はまたドイツ賠償支払いを最後通牒をもつて督促するものであつた。

該最後通牒は、連合国の独賠償への度々の譲歩、スペ、パリ等における警告にもかかわらずドイツは依然、①軍縮、②一九二一年五月一日期限の支払い、③戦犯裁判等を実行せず、またしようとしない。そこで連合国は以下のことを決定し、これをドイツに提示する、@ドイツが以下の項目を実行しない場合、ル

## N・チュムバレンの有和政策とケインズ「条約の改訂」

ル渓谷を占領し、かつそれを継続する。(6)賠償委員会をしてドイツ義務の完済時と方法をドイツ政府におそくとも五月六日までに通達(prescribe)させる。(①)ドイツ政府に右賠償委員会の決定の実行を受領以後六日以内に宣言させる。(2)陸海空の軍縮を遂行させる。なおこれら決定はベルサイユ条約二三一条、二三二一条、二三三条、二六四条、二六七条、二六九条、二七三条、三二一条、三二二一条、三三七条等一〇カ条に依拠する。この第二回ロンドン会議の内容を最後通牒も含めてケインズは称揚している。またルール占領条項は脅迫だが、これもブリアン(M. Briand)の立場を強める為にすぎないとし、次のように指摘する、(1)会議決定が賠償問題を「条約」の賠償条項に基づき直した。新提案はその合法的発展である。(2)決定は「条約」の重荷に何物もつけ加えず、また将来に向ってそれを軽減させた。(3)一九二一年五月一日期限の独賠償支払い(一〇億磅(金))を帳消しにした。

かくケインズがここで賠償問題がベルサイユ条約にかえられたことを安堵をもって眺めていることは、「講和の経済的結果」が激しい条約批判からはじまっていることを思えば矛盾である。しかしケインズの真意はドイツ経済の復活であり、歐州経済、ひいて世界経済の復興を大きく促進することにあったから

彼にとって悪いものがより悪くならないことに確定したのをほめるのは自然の論法であった。彼は言う「条約がどれだけ悪からうと、ロンドン体制はそれ以上に悪い政策—優越力を単に所存するだけで行う無法の行為—から逃れる道を提供したのだ」(二六頁)と。しかしながらケインズは次のように言う、ドイツ国民に彼等が信じていないもの、あるいは眞実でないと思っているものを異端審問官のように、また果ては銃剣の先で、自分たちがそれを信じているという理由だけで信じさせようとするのは文明國のやることではない、と。

(2) 保証委員会 賠償委員会の補助機関としてベルリンに設置。この機関は、独賠償支払い担保として、(1)ドイツ関税收入、(2)独輸出総額の二六%、(3)他の税金等を寄託される。問題は、これらの受領が主にマルク紙幣でなされるのを外国通貨に兌換することである。もしこれを行うとすれば委員会が独外国為替政策に自ら責任を持つことになるし、これを行わなければ、外国通貨での支払いをきめた他の条文に保証委員会は何らの保証を与えるられないことになる。ケインズはこういって保証委員会を鋭く批判する。さらに彼は保証委員会もブリアンへの非難をそらす為に有效地に使用されるとのべる、第二回ロンドン会議はドイツの関税を確保したじゃないかとブリアンは叫び、

そしてそれには何らの返答はかえってこないのだ、と。

(3) 現金並びに現物支払い条項 ドイツの年支払いをケインズは次のように査定する、(1)二〇億金マルク。(2)独輸出価値の二六%，もしくは合意による他の条項による同額。(1)は一、

四、七、一〇月、(2)は一、五、八、一一月、各一五日払い。これによりドイツ賠償新負担は、「条約」規定の半分以上とはならない。

「条約」では賠償額一、三八〇億金マルク。利子五%，減債基金一%で年払い八二億八千万金マルク。

こうなると独輸出を二四〇億金マルクという不可能数字まで上げねばならなかつたのである。これが消去されたが

なお、未支払い利子が複利計算で積み上げられる破滅的条項もなくなつた。

C証券についてはドイツよりの受領分

がその操作に充分となるまで利子を支払わなくともよいこととなつた。利子

は単利となつた。ケインズは独年払い表をかかげロンドン解決の合理性をさらに次の如く強調する。平和会議時の

年月日	算 定	単位：10億 金マルク
1918	カンリフ卿 (Lord Cunliffe) 英國総選挙時	28.8
1919. 9. 3	仏議会、クロツ (M. Klotz)	18
1921. 4	賠償委員会	8.28
1921. 5	ロンドン会議	4.6

最低要求額は一〇八億金マルクであった。これは四六億金マルクの二倍半となる。また支払い初年度は満期が四回の代りに二回のみとされた等。

## 二、ドイツの賠償支払能力

### 独貿易輸出額

表題についてケインズは、これを一九二〇年に五〇億金マルクとして、金価格の低落、ドイツ貿易と国際貿易の回復を勘案して、来るべき一、三年のそれを年六〇億—一〇〇億金マルクとする。(2)の輸出二六%は、前者の六〇億金マルクとして約一五億金マルク。(1)の二〇億と合算三五億金マルクとなる。もし輸出が一〇〇億金マルクになると右例は合算四五億金マルクとなる。現物がこの賠償には支払いとして勿論含まれるが、それは一二億から一四億金マルクとしてドイツにクレジットされる。この額は④石炭配達の価格と量、⑤戦害地修復に関する独仏間交渉にかかるとされる。石炭は独国内価格で、一噸二〇金マルク、一カ月二一〇万噸配達で四・八億金マルクのクレジットとなる。ルシュールーラテナウ協定 (the Loucheur-Rathenau Agreement) で、石炭を含む次の五年間のフランスへの現物賠償価値は、毎年一四億金マルクと査定された。もしフラン

スが四億金マルクを石炭で受取れたら、これは三五名にもなる  
独賠償クレジットとなる。この結果現物賠償は一〇億金マルク  
にも達する。しかし実際は年七億五千万金マルクと見積もるの  
が穩当だ、とケインズは言うのであった。

ドイツの一九二一年八月三一日と一月五日の賠償支払い  
は、外国勘定残高、外国為替に関するマルク紙幣の売却、國際  
銀行団からの一時貸出金、石炭や他の物資の配送でまかなわれ  
た。一九二二年一月、二月の各一五日の分もこれらと獨産業家  
の外国資産（もしこれが確保出来たら）等で支払われ得る。し  
かし一九二二年四月、五月、七月、八月の各一五日分支払いは  
じどこおるかも知れぬ。この間にドイツは滯納（default）に陥  
るだろう。これを救う為には米国にある敵国財産管財人（the  
Enemy-Property Custodian）の手にあるドイツ資産一一〇億金  
マルクの对外価値はどんどん下落するが、対内価値はこれに追  
いつかない。賠償は金マルクで査定され、収入は当然紙幣マル  
クでを集められる。一九二二年の夏、一金マルクは二〇紙幣マルク  
であった。一二月には四五五六〇紙幣マルクとなつてゐる。後  
者の前者比国内購買力は三倍である。しかし一金マルクリ二〇  
紙幣マルクの計算で考察すると、六〇億輸出の三五億賠償は七  
〇〇億紙幣マルクとなる。同様に一〇〇億、四五億、九〇〇億紙  
幣マルクである。一九二一年四月一日から一九二二年三月三一  
日予算では、賠償以外に歳出九三五億紙幣マルク、歳入五九〇  
億紙幣マルクで、現在の賠償要求は全歳入以上となつてゐる。  
これを果す為には歳出を半分に歳入を二倍にしなければならな  
い。ケインズはなおこの賠償予算をどの階級、どの社会部分が  
負担するかが死活の大問題だとしている。それは社会の目的、

あつた。この間の賠償金は一四億八、四八〇万金マルクである。

入超は毎年一〇億のベースで進む。しかし原料と食糧は輸入に  
頼らねばならない。もし六〇億の輸出として三五億の余剰価値  
を生ずる為には輸入を切りつめることは出来ない。輸出が一〇

〇億になれば賠償責任は四六億となる。しかしドイツ輸出を振  
興することは、歐州他国家の貿易をおびやかす、これも大問題  
なのだとケインズは指摘している。（2）予算の問題では、独紙幣  
マルクの对外価値はどんどん下落するが、対内価値はこれに追  
いつかない。賠償は金マルクで査定され、収入は当然紙幣マル  
クでを集められる。一九二二年の夏、一金マルクは二〇紙幣マルク  
であった。一二月には四五五六〇紙幣マルクとなつてゐる。後  
者の前者比国内購買力は三倍である。しかし一金マルクリ二〇  
紙幣マルクの計算で考察すると、六〇億輸出の三五億賠償は七  
〇〇億紙幣マルクとなる。同様に一〇〇億、四五億、九〇〇億紙  
幣マルクである。一九二一年四月一日から一九二二年三月三一  
日予算では、賠償以外に歳出九三五億紙幣マルク、歳入五九〇  
億紙幣マルクで、現在の賠償要求は全歳入以上となつてゐる。  
これを果す為には歳出を半分に歳入を二倍にしなければならな  
い。ケインズはなおこの賠償予算をどの階級、どの社会部分が  
負担するかが死活の大問題だとしている。それは社会の目的、

性質に関する相反発する観念の争闘であると言つてはいる。(3)国民所得、一九一九年から一九二一年にかけての種々の国民一人当たり年所得推定計算には、三、九〇〇(単位紙幣マルク)、二、三三三、六、五七〇、四、四五〇等がある。国民総所得は一九一三年を四一〇億金マルクとする(Helfferich's estimate)。これから領土喪失分一五名差引きで三四八・五億金マルク。一九二〇年の一九一三年比貿銀上昇率、四・五倍から一一倍。労働時間一〇時間から八時間へ短縮。利子生活者(rentier)、地主、専門職等の収入同比八倍としてケインズは一九二一年八月の国民総所得を二、七八八億紙幣マルク、一人当たり年所得を四、六四七紙幣マルクとしている。ここから彼は後者を四、五〇〇紙幣マルクから六、五〇〇紙幣マルクとみて確定値五、〇〇〇紙幣マルクを得る。マルクの不安定はその下落を結果するが金マルク価値低下は紙幣マルクによる賠償額を押し上げる。眞の救済は金価値の下落である(すなわち世界価格における上昇)。賠償責任額に関する税には、独中央地方政府の負担額(burden)が加算されねばならない。ケインズは右例により総賠償年額を七〇〇億紙幣マルクとして一人当たり負担額を女子、子供を含めた全人口六千万人で除して一、一七〇紙幣マルクを得、これにこの場合の負担額を一〇〇〇紙幣マルクを下らぬとし、ここに国民一人

当たり税負担を一、一七〇紙幣マルクと算定する。これを先の五、〇〇〇紙幣マルクから引くと四三%がドイツ人收入から消失することとなる。これは英國でいうと一二・五磅(金)から七磅がとり上げられることになり、一日一人六ペニス以下で生活しなければならないことを意味する(独購買力では九ペニスから一シリングとなるが)。有史以来一体どの政府が収入の半分を税としてめし上げたか! ケインズはこの状況にドイツ人の為に慨嘆これ久しうするのであつた。

#### ウイズバーデン協定

次いで当該協定となる。一九二一年一〇月六日に仏獨再建相ルシュールとラテナウの間で合意をみた。(1)これにより仏私企業が独私企業から無償でフランス再建の必需物資を調達出来ることとなつた。(2)この勘定は後日賠償委員会帳簿に計上される。これによつて独賠償支払いが促進されるが、ドイツはロンドン決定でドイツの支払える以上を引き出される(ここでケインズはロンドン決定をこのように言及する、またロンドン決定は一時の休息を与えるだけで永久解決とはならないとも言つてゐるので、これ以上の負担を課する協定には入れないという態度である。ケインズは現物賠償について次の如く言う、(4)現物賠償だと受取った物資をまた売りするようなことになる、運

賃だけでも余分の負担だ、(②)ドイツが経済復興すればそれは物

資を欧洲に売りさばいて連合国の強力なライバル復活となる、現物賠償はこれを避けられる、(③)連合国の賠償要求額を引き下げるとはドイツの貿易競争力をつけさせない為だと言うと人は納得するものだ、と。彼はこうして現物賠償が連合国の対独

賠償要求を軽減するのなら賛成であるという口吻であった。

#### 戦害賠償勘定

フランスにおいて、賠償総額につきこれを一、三四〇億フランとか、一、一〇〇億とか、一、二七〇億とか種々言われている。ケインズは、前著よりさらに確かな資料を利用してこれらを誇大だときめつける。

(1) 破壊家屋。全壊四四万二千戸（全壊二九万三、七三三、部分破壊二九万六、五〇二から得た数字）、これにつき仏政府の要求額一〇億六〇〇万磅、これを除すると一戸賠償額は二、二七五磅となる。戦前 Lens-Courrières 地方の家屋は一戸二〇〇磅であった。三倍の値上がりとしてもこれは三倍半の高値要求である。しかも破壊家屋は農夫、鉱夫の草葺小屋（cottage）ばかりであった。これは地代、家賃等の間接破壊を賠償計算に入れた結果、とケインズは言い、これらは認められないとして、同項目の要求は前著判定の一億五千万磅が正当なそれだと主張

している。

(2) 造作、家具。全壊、部分破壊家屋合計五九万戸。当該項目の要求額、七億磅（一一四億一、七〇〇万金マルク）、これを除すると一戸一、一八〇磅の要求。草葺小屋に一千磅の家具！。

(3) 産業破壊。全賠償要求額一〇億六千万磅、ルシュール氏

は炭鉱の再建費に八千万磅を計上。しかし英國の全炭鉱は戦前一億三千万磅の評価のみで生産額は仏戦害地区炭鉱の一五倍であった。要求は過大である（七七頁）。しかも一九二〇年にこれら地方の羊毛産業は戦前就業者の九三・八%を雇傭し、ツルコインでは五七産業のうち五五、ルベイでは四八のうち四六がすでに操業している。全産業単位一、五〇〇（四分の三は二〇人以下の雇傭数）、炭鉱を除きこれで全賠償要求を除ると一単位八、五〇〇磅の要求となる。これは家具破壊値と共に過大評価の極端さを示すことさえはばかれる数字である。

(4) 耕地。一県全戦害地六六五万エーカー、うち二七万は破壊地、二〇〇万は戦場、四二〇万は単なる占領地、賠償要求額五億九千万磅、これを除すると全戦害地は一エーカー九〇磅、最初の二項目では同じく一六〇磅の要求となる。これは農業建設物、附属品、家畜、戦時収穫量等の損害を計上する前項目同様、過

大要求である。ケインズのみの妥当額はこれらの二分の一ある  
いは三分の一であった。ベルギーの戦害と賠償要求については、

戦害家屋と公共建造物は休戦時、八万戸と一、一〇〇。これは仏  
主張の四分の一となる。しかもベルギーの戦害は仏国の四分の  
一以下のはずである。財産、海運、市民、捕虜に対する賠償総額は  
三四二億五、四〇〇万白フランとなっている。一九一三年のベ

ルギー国全財産は二九五億一、五〇〇万白フランと同大歳省は  
発表していた。インフレを勘案してもこれも極端な賠償過大要  
求である。英國の要求につきケインズはこれを全権引きにすれ  
ばよいという意見も持っているが、結局海運中心の賠償要求七  
億六、七〇〇万磅は過大で、前著判定の五億四千万磅が妥当とし  
ている。賠償委員会に提出された要求額は二、二五〇億（単位  
金マルク）でこの中には九五〇億の戦時年金、手当を含んでい  
た。委員会の査定は一、三〇〇億であった。英國代表者はこれ  
を一、〇四〇億としていた。査定によると年金等を八〇〇億に  
すると他の項目は五二〇億となってしまう。ケインズはこれら  
を叙し、最後の判定として「条約」の厳格解釈から独総賠償額  
を一、一〇〇億金マルクと判定している。内訳は、年金七四〇

億、人的物的被害三〇〇億、ベルギー戦債六〇億であった。彼は  
独支払能力は年金等を控除して漸く可能となると言っている。

#### 石炭支払い

八四

一九一八年一一月一八日から一九二一年四月三〇日までの独  
対連合国支払い、現金九、九三三万四千（単位すべて金マル  
ク）、船舶二億七、〇三三万一千、石炭四億三、七一六万、染  
料三、六八二万三千、他品目九億三、七〇四万、不動産、未現  
金化資産二七億五、四一〇万四千、総合計四五億三、四七九万  
二千金マルク（二億八、四五〇万磅）。これらが英仏白伊ボ  
ランド等にわたった。

ここで石炭の配達についてみる。平和締結時「条約」は一カ  
月三四〇万噸の配送を規定していた。賠償委員会はこれを一五  
〇万台に下げ、実際は七七万台が毎月ドイツによって支払われ  
た。スペ会議はこれを二〇〇万台に上げた。しかしここで独炭  
坑労働者の為に食糧補助金の要請が出され、結局合計三億六千  
万台金マルクが連合国から彼等にわたされた。以来六カ月、ドイ  
ツの出血支払い一七〇万台から二三〇万台の石炭が連合国に  
支払われた。一九二一年一月にスペ協定は無効となり石炭配送  
は一五〇万台に落込んだ。英國炭坑ストはあつたが、不況で石  
炭過多の為この落込みが見逃された。この時点で上部シレジア  
の分割はケインズが前著で予想した如くなつたが、その産出石  
炭は事実上ボーランドへ六四%、ドイツへ三六%がわたること

となつた。そこで独石炭総産出高は一億噸から一億一、五〇〇万噸にのぼることとなつたのである。こうして独現物支払高が賠償計算される為まず、(1)この三億六十万金マルクと(2)独占領軍費が別勘定としてこれから差引かれねばならない、(2)の総合計は三〇億(単位すべて金マルク)にのぼり、うち一〇億は米国に、九億は英國に、一億七、五〇〇万はベルギーに、五〇〇万はイタリアに負うところのものであつた。一九二一年五月一日にライン駐留の連合國軍は仏國七万人、英國一万八千人、米國少數であった。賠償委員会は獨商船隊の賠償クレジットを七億五、五〇〇万金マルクとしている。これは、總賠償要求を一、三八〇億金マルクとして、利子等六%の八二億八、〇〇〇万金マルクの一ヶ月分支払いにしか値しない額である。

当該問題のスペでの決定のうちフランス五二%、英國二二%をケインズは四五%、三三%と修正しているのは興味深い。ドイツよりの受領現金、現物引渡しのクレジットに関する独賠償引當て順は次の如くスペで決定された。(1)連合國軍占領費、一九二一年五月一日まで、一億五千万磅(金)。(2)対独食糧立替金一、八〇〇万磅(金)。(3)ベルギー先取り一億磅(金)。(4)ベルギー借款決裁三億磅(金)。ベルギーへの連合國よりの借款はドイツが「条約」二三二条で決定するとされていた。右総額五億七千万磅(金)。この割当て支払いは、フランスへ一億五千五百磅(金)、英國へ一億七千万、ベルギーへ一億一千万、米国へ一億四千万である。

「条約」を批准しなかつた米国は、一九二一年八月二五日対单独講和を締結した。これにより「条約」の権利、特權、賠償金、諸利益が米国に帰属することとなつた。<sup>(4)</sup>米国内独私人資産総合計は、三億一、四一七万九、四六三弗であった。これを担保とする借款交渉は法的に打切られている。

### 三、ベルサイユ条約の問題点

#### 年金、別居手当の非合法性

一九一八年一月一、二日の最高會議では、賠償問題は休戦条件か、平和条件かがまず争われた。そしてこの要求に関する一節が仏代表クロツ(M. Klotz)によつて休戦文書に最後挿入されたこととなつたが、その主文言が、最初の revendication (demand) から renunciation (concession) にかわつて、それが独代表に手交され署名された(九八頁)。仏代表はこの為裨益を受けたが、この知られる變更は世紀の謎だとケインズは言つてゐる。

ウィルソン大統領は同一一月五日の覚書で、賠償は仏、白、ル

一マニア、セルビア、モンテネグロの戦害地回復の為と規定している。これは結局陸海空による侵害と解釈された。ところがロイド・ジョージのカーキ選挙<sup>(5)</sup>、フランスの要求等によってこの賠償に軍事年金と戦時別居手当がつけ加え要求されるようになつた。これは遂に戦費すべてを賠償として要求することとなり、直接、間接の損失、損害のすべてを含むこととなつた。戦時税から突然の休戦による財政損失までも一時は賠償の対象と主張された。米国代表を除く各国代表は年金を要求し、ケインズはかえつて英國代表が全要求を放棄しなかつたことをなげいている。最後、戦士として傷を受け、復員の後社会復帰出来ぬ兵士の損害補償という項目がウィルソンを年金要求に承服させた。この段階で米国代表はなお大統領にせまつた。「…依然すべてのロジックは年金に反対です。」「ロジック！ ロジック！」と大統領は叫んだ。「ロジックに頓着していられない。年金は含める！」ケインズは、元代表としてこの項目の叙述は感情的であるかも知れぬと言い、しかし賠償額の三分の二を含む問題にあるかも知れぬと言つて、論調が変わつた。

米合衆国については、ケインズは前者でその第一次大戦強大となつた資産で欧州を救済するよう訴えていたが、欧州の対米戦時借款の返還を米国がせまるに至つて論調が変わつた。米国は一九一九年から二一年にかけて欧州に借款を行い戦後欧州を救つた。歐州の紙幣に投資し、米国は損失を蒙り、その分欧洲はうるおつた。しかし、借金の返還が繼續すると、借入国は新しい借款で利子を支払いつづけねばならなくなる。

ドイツの貿易競争力は依然強力であった。石炭、鉄、鋼製品、化学製品、染料、繊維等が主要戦力である。これらを賠償

## N・ウェムバレンの宥和政策とケインズ「条約の改訂」

る。歐州は多く売り、すくなく買おうとする。米国が歐州にプレゼンントしないのなら米国は多く買い、すくなく売らなければならぬ。歐州がすくなく買うことが米国にとって致命傷となる。特に米国農業地帯にそうである。今や米国は借款取立てより貿易と投資に利を見るべきである。ドイツの対欧賠償、歐州の対米借款返済が現金ではじまる事態は深刻となる。米国は二〇億ドルの出超をもち、これをどこかへ投資しなければならない。世界中の金を集めて天を磨す金の仔牛を鋳上げた時、米国は新ミダス王に変身するのだ。米国の価格を歐州以上に上げないこと、歐州の為替相場を低落させないことが重要である。

米国の輸出を促進し、一方で関税をもって輸入を抑制してはならない。世界貿易は、一つの組織体となっている。その中に各國の農工業の貿易均衡が達成され、それぞれの資本と労働が組込まれている。支払いなしに財貨を移動させれば、この均衡が破壊される。組織の崩壊がある時間もつて進むと、その損害は無償で財貨を得る比ではない。損害は一特定産業に集中し、そこからのうめきは全社会を震撼する。

### 上部シレジア

「条約」につきケインズはなお次の主張をしている。「条約」は一九二〇年一月一〇日に批准された。同二、三月にシユレッ

スウェーデンの人民投票が行われ、北はデンマーク、南部はドイツにわたった。東プロシアは、同様にして七月、ドイツに帰属した。問題は上部シレジアで、（一九二一年三月）一二二万有権者のうち一一八万六千人が投票し、一一分の七の七〇万七千票がドイツに、一一分の四の四七万九千票がポーランドに投じられた。一、五二二集落のうち八四四が独、六七八がポーランド多数となつた。三六都市においては二六万七千票が独、七万票がポーランドに、地方では四四万票が独に、四〇万九千票がポーランドに投じられた。これがフランスに受け入れられず、連盟裁判となつた。連盟による二分案は、赤ん坊を二つに切れと言つたソロモンの智恵よりロバの耳をもつたソロモンとなつてしまふ。ウイルソンのドグマは貿易や經濟的重要性による分割を無視し、最初の國際政府の試みが結局ナショナリズムの昂揚を助長した。ケインズはこう言ってこの裁判を批判している。

### ライン河東部占領の非合法性

フランスは一九二〇年三月から翌年四月にかけ単独決定でフランクフルト、ルート、デュッセルドルフ等五都市を占領した。独賠償義務不履行が理由であった。しかしこれは不法であるとケインズは言う。彼は「条約」義務不履行による対独制裁は、(1)賠償委員会による実行、(2)その措置は經濟的、財政的

禁止のみ、(3)その他条約義務不履行は連盟規約一七条による、の三条件によるもののみ許容される、としている。賠償義務不履行のあった場合、賠償委員会はこれを関係国に通知し、その措置につき勧告する。それは經濟的報復に限る（賠償章附則一七条、一八条）。なお「条約」四二八条—四三〇条によって右の場合、ラインの西再占領が可能となる。<sup>(6)</sup> これもフランスは、一八条を引いて占領実行のフリー・ハンドを主張する。しかしそれは諸般の事情から經濟的報復に限られると解すべくまた占領の権利も狭く限定されている。しかもこのどの条項からもライセンの東占領の可能性は全くない。その他の「条約」義務違反は連盟規約一七条の二国間紛争の範囲に属し、連盟非組成国の組成国取扱い問題となる。そして規約一二条—一六条の条約の解釈、國際法の問題、國際義務違反、その賠償問題等の仲裁の適用となる。ケインズは当該問題をこのように総括してラインの東占領は全く不法となると主張している。これはフランスの当時のルール占領脅迫に対する警告でもあった。

#### 四、条約の改訂

##### 自力回復

ケインズは前著発刊以来二年間の「条約」をめぐる欧米状況

をみた如く叙述する。そしてその中から賠償問題を中心として事態の改善と「条約」の改訂を提言するのである。彼によれば、歐州は部分的に非常に回復した。人心、よき収穫、原料の豊富、東欧を除く交通の修復。英米両国は貿易の周期的動搖を蒙るが最悪事態はすぎた。しかし歐州のほとんどの国家で國家財政はアンバランスであり、インフレは続き、外國為替は動揺している。

ケインズは今がチャンスだと言う、二年間大規模な賠償は実行されず対米戦債の利子も支払われなかつた。「条約」は国境の改訂と軍縮（敗戦国）を除き実現されていない、ここで「条約」の悪しき面を払拭すれば、歐州は完全に再生出来る。貧困と失望の中から活力ある発展は望めない、逆説的だがフランス革命のバイタリティは當時フランスの富強さからきていた。<sup>(7)</sup> こうしてケインズは、(1)歐州という患者は医者や医薬品はいらぬ、患者の自力回復の環境をつくることが必要である。(2)賠償はこれを先送りしたり、低減したりすることでは効果はない、すべからく全廃すべきである、と主張するのであつた。

賠償委員会は一、三八〇億（単位すべて金マルク）を「条約」の賠償要求と計算する。一、三二〇億が年金と損害、六〇億がベルギー借款である。ケインズの計算は、一、一一〇億、七四

○億が年金と手当（別居）、三〇〇億が損害賠償、六〇億がベルギー借款である。本書の第六章の主張に聞いて年金と手当額を消去すると賠償額は三六〇億金マルクとなる。ケインズはこの三六〇億を賠償額の根幹として主張し固執する。この額に利子と減債基金、五%と一%を課することは不可能ではない。しかしこれは、英國をおびやかす独貿易の振興とならねば支払い困難となる。

こうしてケインズは一八〇億金マルクをフランスへ、三〇億・金マルクをベルギーに支払うことが、賠償解決の最良政策とする。そして英國取り分のうち一〇億をボーランドとオーストリアの救済に廻す。従つて英國は残余の全要求を放棄し、米国もこれにならい、イタリアその他マイナー要求国も自己の借款等と賠償要求を相殺する。ドイツは賠償額を年六%の支払いで三〇年以上かかつて完済する。ケインズは当該支払いには現金が最上である、現物もすすめられず、金<sup>キン</sup>による支払いは相場の変動に悩まされると言い、賠償支払いとドイツ復興、歐州再生をからめた解決はこれ以外ないと主張するのであった。なお彼は、①連合國軍の独領撤退、②独領侵害の権利は国連にのみ帰属する、③英米両国による戦争行動以外の対仏援助、④ライン河以西の独領非武装化を平和条件として提唱した。このうち英米両

国による対仏援助の約束は実現せず、一九三六年三月七日におけるヒットラーのラインランド進駐、その再武装が第二次大戦勃発への大きな山を構成することとなるが、それを思えば、我々はここにケインズの一九二二年における予想の適確さに一驚を喫せざるを得ない。

### 仏英米三国

フランスはこのケインズ提案を受入れるのが、是か非か。彼はフランスの負う対英米両国借款が帳消しにされるなら大いに有利であると言う。フランスの賠償受額分五二%をもつてondon解決を基礎とした受取り分は④型で年額一八億五千万金マルク、⑤型で二三億九千万金マルク、その対米借款は三六億三、四〇〇万ドル、対英は五、五七〇万磅。これを金マルク換算し、利子五%，減債基金一%とすると年負担額は一四億八千万金マルク。これを⑥型計算とくらべるとフランスは九億一千万金マルク（四、五五〇万磅）の純利獲得となる。そしてケインズの改訂計算ではこれが一〇億八〇〇万金マルクへと増加する。しかもこれはドイツの支払える金員である、とケインズは言うのであった。英國は右例によつて二二%、ロンドン解決による年額受取り分は、七億八千万（三、九〇〇万磅（金））一一〇億一千萬金マルク（五、〇五〇万磅（金））。ロシアを含めた対欧諸国へ

の借款は一八億磅、利子五%、減債基金一%で年額一億八〇〇万磅。英國はこれらの金額から年額一億五千万磅を帳消しするのだとケインズは言う。今日、英國人なら誰もこうした金員をドイツからまた連合國から強要するより、歐州貿易の均衡を維持し、その繁栄を持続させる方が一層の名誉と権威と富を手中に出来ると考えない人はない。米国は同方式で六五億弗、六%で年額三億九千万弗（七、八〇〇万磅）。しかしケインズはこの金額は米国が放棄しなくとも全く回収されそうにない、と言っている。

こうしてケインズはフランスが彼の提案を受入れることを望むが、彼の真意はやはりフランスが賠償問題に深入りせぬことであった。フランスは自己充足的で、よき人口配分をもち、輝かしい文明の継承者として今や地上に最も安定した、富強な国家を作り得る立場にある。このフランスに対し賠償の提案は、フランスがそれを受容するという唯一の条件でなされるべきである。しかしフランスがシャイロック (Shylock) のようにあくまで肉の一片を要求するなら、その時は法律に語らざねば仕様がない。フランスはドイツから出来るだけのものをとる、その代りフランスは英米両国にその借款のすべてを支払うべきなのだ。そして彼は言う、フランス人が英米両国とより緊密な関係

にたちたいなら、その上彼等から譲与を得たいのなら次の条件を守るべきだ。微兵をやめること、近隣諸国がそれを中止している時これを課することが仏青年層に如何なるハンディを負わすことか。陸海軍軍縮提案に反対しないこと、英國が潜水艦拡張策に出る如何なる隣国とも友好関係に入れぬことを知るべきである。中近東への野心を捨てること、このことはフランス外交にとって手痛い提言であろう。中近東は一八世紀からのフランス野望の地であり、一八五六年クリミア戦争の勝利は忘れ難い記憶であるからである。国際連盟の名におけるシリア、レバノンの仏委任統治はこの伝統に根ざすものであることは言うまでもなかつた。ドイツはフランスから挑発しない限り何らおそるべき国ではない、ドイツが強力と誇りを回復しても西方に野望をのばすまでには長年月かかる、ドイツの将来は東方にある、ドイツはその希望と野心を東方に転回していく。この判断も恐ろしく正確であった。ドイツの東方政策 (Drang nach Osten) はベルサイユ平和時から明白であり、ストレーゼマン (G. Stresemann) 外交の中核であった。<sup>(9)</sup> 第二次世界大戦が独軍のポーランド侵攻をもってはじまったことを引合に出すまでもない。しかしその予測をここでケインズが喝破した意義の大きさは否定出来ない。ルール占領からロカルノ条約、ミュンヘン協定へ

と向う英国外交がこの予測に導かれたというのも決して過言ではないと言わねばならないからである。

### 白伊塊ボーランド

対ベルギー賠償については、先の基準により受領分八%、ロンドン解決④型で年額二億八千万金マルク、⑤型で三億六、八〇〇万金マルク。改訂計算で年額一億八千万金マルク、ベルギーは失ったものを確実に回収出来る。先取りについてはフランスと調整すべし。イタリア、提案受諾で得るところすこぶる多い。先の基準で一〇%、ロンドン解決②型で年額三億二、六〇〇万金マルク、⑥型で四億六千万金マルク。しかしイタリアは英米両国に年額一〇億金マルクもの借款を負っているのである。

英國の一〇億金マルクはオーストリアとボーランドの財政救済に廻すこととなる。オーストリア、モーツアルトの國オーストリアをいためようとは世界中の誰も思わない。オーストリアは帝国的野心から開放され、軍隊を持たず、今や歐州の四分の一の地域に商業の資本と芸術を与える立場にある。二年間その運命は激変し、窮境は甚だしい。しかし救済は少額でいい。多額はベガーアを作る(a lifelong beggar)。同國の外國借款と無根拠な賠償要求を取消し、英國の対独賠償要求のうち三億金マルクのクレジットを五年余にわたってベルリンで開く。それで充

分である。

ボーランド。ここに来てケインズが「実行不能なテーマにつき実際的であるのはやさしくない」(一二三頁)、と言っているのは、「言うのは理論家、実行するのは各國大藏大臣」(一一七頁)と言っているのと照應する如くである。ボーランドの主要問題は時間と近隣諸国の回復のみが解決する。ここでは通貨再編の問題とドイツとの復交の問題に限られる。右述の英國の七億金マルクをこれにあてる。利息は年々自由に使用され得るが、元本は英米両国の同意条件のもとでの前者再編にのみ使われる。

### 賠償、戦時借款の抹殺

ケインズは總体として戦争の後遺症を払拭することを頭に描いている。すなわち賠償、戦時借款等を種々論じて居るが、結局はこれを帳消しにして、一国による他國經濟の抑圧を廃し、自由な經濟を追求する。英國についても、一応それが賠償、借款返済等を受ける、または受けるようにみられる項目を考慮する。すなわちロンドン解決のC証券、これは前述の如くA、Bに次ぐ三番目の優先権を持つ、当然名目価値はあるが、實際上は無価値なものと言っていい、ドイツ関税のシェアを得る代りに英國輸出品の無関税を求める、ドイツ産業の部分的統轄、ロシアの將來的開發の為の獨組織のサービスを得ること等。これらの

プランは魅力的で早急に捨てられない。しかし眞の智恵とは背馳する。

米合衆国に対するケインズの考え方は大きくゆれる。「前著」においては彼の米国に対する依頼は大きい。ドイツ、ソ連、フランス、バルカン諸国等の戦害を回復し、経済を復興し、民主主義を確立する、この為に米国の資力が利用されねばならない。米国は戦害比較的軽い。人口、収入、富、財政能力は国家中群を抜いている。世界復興に米国の富は欠かせない。米国の大戦債約二〇億磅はまず帳消しにでもらいたい。ケインズは米国に対し右の構想を有していた。<sup>19</sup>しかし同國の一九二〇年三月一九日におけるベルサイユ条約忌避は事態を当然大きく変えた。彼の気持も動搖する。かくして米国に対する論評は、前著と異なり、甚だ失望的となつた。しかし彼は米国の論評に二頁半を費やしている。彼が会つたほとんどのアメリカ人は米国の対欧戦債を棒引きすることに反対でなかつた。平均的アメリカ人はこういう氣持だ。歐州国民がアメリカ人に近づいてこう言う、「我々は自由と生命を貴方に負うてゐる、ここに出来るだけのお金を集め感謝と共にもつてきました。これは可哀想な農婦や孤児から税金の名でとりあげたものではない、勝利の最高の果实。軍備、軍国主義、帝国、国内争闘を止揚して得

たお金です。」米人は答える、「私は貴方の誠実さに打たれた。

これこそ私が期待していたものです。私は利益や投資の為に参戦したのではない。私の労苦は貴方のお言葉で報われました。

お金は持つて帰つて、貧家や不幸な人々を救うのにお使い下さい。」これがアメリカ人の平均的思考か。こんなことは滅多にない、と今や「能」がかりのケインズは言う。アメリカには輿論がある。これが承認しないことを発言すれば、その人は罪人のように非難される。輿論は王さまは立派な着物をきていたると言ふ。ルソー（Rousseau）の General Will と同様それは不可解な一体だ。しかし輿論は總体で変わる、もしこれが不変なら何を議論してもはじまらない。アメリカの輿論は同情心と経済均衡を維持する観点から歐州に寛大でありたいと思う、しかし時が悪い。税金は抑圧的だし、米国はそれほど富んでいない。それにこれは肩をならべて戦つた戦友の貸借というより無担保で金を貸した相手が破産をまぬがれて支払いを拒絶するというケースだ。ケインズはこう言いなお次の如く言い切る。よいのは個人だけだ。国民はすべて悪い、それは卑劣で、残酷で陰険だ。時間は刻々たつ、我々はアメリカの援助に頼れない、必要ならそれなしにやらなければならない。もしアメリカが改訂と再建の會議に参加する気持がないなら、大英帝国が紙上の

要求を放棄する心構えをもつべきだ。アメリカに同様の行為は期待せずに置こう、と。

最後にケインズはこう言う、問題は、ドイツの年払い六、三〇〇万磅(金)は充分かということだ。ケインズはもっと払えるとは思う。しかしこの額はフランスの戦害をいやすのに充分である。そしてドイツにも侵害的な負担ではないのだ。ドイツが不正な要求と考えない額が必要である。これがドイツ支払いの最高限だ。我々がドイツの産業能力を知っていたとしてこれを銃剣の先で強要してどうなるのだ。ベルサイユ条約の創立者がみなバルハーラ(Valhallas)の神殿に葬られてしまって後なおこの支払いを続けてどうしようというのか。

ケインズの提案はドイツにも結局は重荷であり、フランスには莫大な富をもたらすのだ。フランスは対外借款を免ぜられ、三〇年間毎年、現在フランス銀行保有金の約半分に相当する価値を受取るのだ。最後フランスの獲得は、普仏戦争賠償金の一〇倍にも達する！英國は眞の失当者か。誰も計算出来ず、あてに出来ないもののバランスシートは合計出来ぬ。しかし平和と親善は歐州の為にかちとられる。英國は、それが手中に出来ぬと分明なものを放棄させられるだけだ。もし自らそうしなければ、英國は、そしてまた米国もそうだが、最後國際的大むかつ

きの中での要求からほり出されてしまうだけなのだ。

## 五、むすび

以上がケインズが本書にのべた内容の概略である。正確には、と、筆者の考えるものである。主張するところは、「前著」とおおよそ異なる。彼の計算によれば、ドイツ賠償の可能額は一五億磅、三〇〇億金マルクである。彼の非難するものは、デュッセルドルフ以下三都市の占領、ルール占領の脅迫、上部シレジア人民投票結果の変更、年金、別居手当の賠償額算入、破壊家屋、耕地の戦害過大評価と要求等である。賠償委員会の否定もそのままであり、その補助機関として設けられた保証委員会にも反対を表明している。ドイツ人一人年所得を五千紙幣マルクとし、賠償負担の税額を二、一七〇紙幣マルクと計算して、有史以来どんな政府が個人年収の五割も税金にめしあげたかと慨嘆している。

ケインズのベルサイユ条約擁護というような言説も出てくるが、これは賠償の事態がより悪くならないようにとってることから、その主張であった。ただし所謂ロンドン解決を称揚すると共にまた反対に非難するというのは、その解決の側面、側面についてのことと解ざるを得ない。

米合衆国についてのケインズの失望は深いが、結局一九二九年秋まで、世界経済は彼の期待した如くドルの流れの中に浮かび上がる事となるのであった。英國についてはその全賠償要求を放棄することを繰返し懇意する。フランス、イタリア、ベルギー、ボーランド等にもケインズの主張に聞いて、ドイツ痛めつけをやめるようとく。しかしフランスはこの後、ルール占領を行い、対独賠償を放棄することに一顧も与えない。英國はルール葛藤にフランスの側にくみせず、ロカルノ条約ではドイツにその東国境の野望に特殊なニュアンスを与えてやる。東欧をドイツに明けわたすことが如何に危険な賭であるかは、しばらく措き、この英国外交の実行がケインズの喝破した、ドイツは西方に野望をのばすのはまだ先のこととなる、ドイツは挑発しなければ安全である。それはまずその国力を東に転回するであるうという言説にあわしたものということが出来る。ケインズのいま一つの主張であるドイツ西国境の保証は、ロカルノ条約の主要部分がこれを果したというのが英国外交の考え方であった。英国外交は一九二四年四月のドーズ・プランに英人キンダーズレイ (R.M. Kindersley) を加え、一九三二年七月のローザンヌ会議にマクドナルド (J.R. MacDonald) を派遣して活動する。言つてみれば、これらはケインズの主張の実現であった。ケイ

ンズの指揮に従つてこれらの政策が実現されたのではないと言つても、彼の描いたとことと英国外交の実行が乖離していなかつた事実は、これらのことから充分結論づけられる。

ドイツと東欧の結合は、緊密であった。当「条約の改訂」出版後、三ヵ月ほどでドイツはラッパロでソ連と結合する。回廊、ダンチッヒ、上シレジアの国境改訂要求はすでにワイマール共和国の外交青写真の中に入れられていた。一九三一年三月には、独奥関税同盟が締結され、驚いた常設国際司法裁判所は直ちにこれを否認した。しかしその投票結果は八対七であった。こういった了霧團気の中でのロカルノ条約ドイツ東国境処理であるからこれらの帰結がN・チュムバレンのミニンヘン協定になるのは否定し得べからざる現実であった。これらからケインズの「講和の経済的結果」、「条約の改訂」の一著が、英國のベルサイユ条約の非違を是正する、フランスを抑えてドイツの復興を促進する、ドイツの東欧問題でドイツを宥和する、という英国外交展開の一つのよりどころであつたというのが、筆者がこの二著に対する論評を試みた所以である。この意味でN・チュムバレンの宥和政策にケインズの二著が大きく影響していたと主張したいのである。これに対する大方の御叱正を乞いあげたい。

(一) The Economic Consequences of the Peace, J.M. Keynes, Macmillan, 1921, pp. 17, 41 & 145. 『Z・チャムバレンの宥和政策』(ケインズ「講和の経済的結果」(拙稿)大阪経済法科大学法學論集、第十一号(一九八四・六)(以下「法學論集」ハンドル用)111頁。平和条約の名をあげてそのドイツ収奪をめぐる叙述)。

(二) The Economic Consequences of the Peace, op. cit., pp. 104-105.

(三) 日本地主地主研究、古島敏夫編、岩波書店、一九七六年、刷、二八八頁—二九六頁。四公六民、五公五民とした言葉もあれば、例えば一例として日本明治10年1月の地租改正、地価の百分の三を1・5%に改め、反対に収穫米の国家取扱は、最高水田38・6% (山口県)、最低11・8% (新潟県東半分、ただし土地丈量に厳密を欠く)、國家規定三四%であった。

(4) Treaties, Conventions, International Acts, Protocols, and Agreements between the United States of America and Other Powers, 1910-1923, Vol. III, Greenwood, reprint 1968, pp. 2596-2600. 一九一七年四月六日、議会の共同決議によりシカゴ・帝国政府と米合衆国との間に存在すると宣言せられた戦争状態は、集会した議会の上下両院の決議によつてその終結が宣言せられた。「友好関係を回復する条約」は、一九二一年七月二日議会の共同決議関連条項をのべる前文、ベルサイユ条約下の合衆国の権利、特権を保護する一条、合衆国が享する権利、特権を規定する条約の部分、そうでない部分(例えば国際連盟規約)に関する二条、批准に関する三条から

成る。

(5) カーキ選舉、Khaki-selection、英語における終戦選挙をかへ呼ぶ。この時は一九一八年一月一四日に投票が行われた。保守、自由両党間の連合(Lloyd George-Bonar Law Coalition)を証明する候補者文書の故に「クーポン(食糧配給表)選挙」と呼ばれる。カイザーの処刑、全戦争費用のペイメント等が叫ばれた。成年男子選挙権、婦人参政権(30歳、年齢五磅以上)の土地、屋敷所有の確立、マクドナルド、スヘーリン、ヘンダーソンの落選等話題に事欠がない。ケインズの「前著」出版の動機の一つである。Britain, 1918-1940, C.L. Mowat, 1968 reprinted, pp. 2-9. Post-Victorian Britain, L.C.B. Seaman, 1966, pp. 105-107. Contemporary England, W.N. Medlicott, 1967, pp. 117-120.

(6) 法學論集、第十一号(一九八四・六)『Z・チャムバレンの宥和政策』(ケインズ「講和の経済的結果」(拙稿)法學論集(4), なお四一九条は次の内容を有した。(1)ローランドの橋頭堡、ルール河以北の地域、ショーリック、ザーレン、オイスキルヒ、ラインバッハの線からシッヒュの道路の線にそつてトール河とライン河の交差点までの線のラインランデから第一期撤兵(五年後)。第一期(一〇年後)、独白国境交差点の北地域、アーベンの南四糠から走りゲーニン、ウルフト渓谷鉄道の東、ブランケンハイム、バルドルフ、ドネイス、ウルメンからモゼル河に至り、そのアーベンからネーレンに達し、カッペルンとシンマルクを過ぎてヒューライン河の間の高地の端にそつてカラツハでライン河に達する線内のラインランデヨハレンツの橋頭堡。

一五年後の第三期はマインツ・ケーレルの橋頭堡と残存ラインハルツからの撤兵。Documents & Reading in the History of Europe since 1918, W.C. Langsam, 1969, p. 33.

(7) 一七八八年、フランスは人口1千六百万人、英國の千11百万、アーヴィング八百万人に比し、最強の國勢を誇つてゐた。しかし当時戦費四〇億リーブルを消費し、一七八五年、財政不足は年額一億一千二百万リーブルに達していた。短期借入四億リーブル、一七八八年、國家支出六億11千万リーブル、全負債額三億一千萬リーブル。物価は一七一二年—一七四一年に比し、一七七一年—一七八九年に四五%高、一七八五年—一七八九年に五%高。同期平均貨銀の上昇率は111%のものであった。近代外交史、拙著「創元社、昭和五八年第四刷、九頁—10頁。ナポン

オノ戦争のフランスが、これを蒙るゝものゝ四大国、ロシア、英國、アーヴィング、オーストリアと抵抗し、やがてその國力の大あがみを認めるのは一般である。Histoire diplomatique de L'Europe par A. Delbœuf, Tome premier, 1891, pp. VII-VIII. Histoire des Relations internationales par A. Fugier, Tome quatrième, pp. 8-10.

(8) Hitler, Alan Bullock, first published 1953, Bantam edition 1961, p. 300. 所謂コラムラー叙述の古典と目される

ものが記された本書は、マインツ・ケーレル占領を劃期的出来事として、それがフランスの防衛体制の躍進、その東方同盟の無力化、中東歐の情勢変化、独軍要塞の構築、独軍活動の自由化等をもたらしたと喝破してゐる。チャーチル (Winston S. Churchill) の「マインツの再武装とラインラント再占領が第二次大戦を不可避

としたるべ、11月7日田の報道にてフランスが百師團と空軍（歐洲最強）の動員を実行されたれば、ヒトラーが手配された」と記述する。Churchill, the Second World War, first published 1948, Cassell edition, Gathering Storm, pp. 166-172. 匠の意図として勿論チャーチル (W.L. Shirer)、「トーランド (J. Toland) の著述からいひだす由来だ。The Rise and Fall of the Third Reich, W.L. Shirer, 1960, pp. 290-300. Adolf Hitler, J. Toland, 1976, pp. 387-392.

(9) 法學論集「第四回」(一九八〇・11) 摘稿、「ソ・チハバノノの宥和政策とフランス安全保障」1、五頁—六頁。同書、第六号(一九八一・1) 摘稿、「ソ・チハバノノの宥和政策とソ・イッタ賠償問題」11、19頁—110頁。

(10) The Economic Consequences of the Peace, op. cit., p. 173 & the followings.

本文中括弧内頁数はケインズ・テキストのそれを示す。